

事業主の
皆さまへ

障害者雇用納付金制度 事務説明会のご案内



「電子申告申請システム」が
令和5年度申告申請から新しくなります

令和5年4月1日から、令和5年度（対象期間：令和4年4月～令和5年3月）障害者雇用納付金申告並びに障害者雇用調整金、報奨金及び特例給付金等の支給申請が始まります。事務手続きを円滑にするための説明会を開催いたします。

開催日時、参加申込は裏面をご確認ください。

参加無料

障害者雇用納付金申告申請について

常用雇用労働者の総数が100人を超える事業主は…

- 毎年度、納付金の申告が必要
- 法定雇用率を達成している場合も申告が必要
- 法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに納付金の納付が必要

■経験者向けの説明内容

- 納付金制度申告申請を経験されている方向けの内容になります。
- 昨年度からの変更点や、申告申請の留意点を中心に、説明いたします。

●初めての担当者向けの説明内容

- 納付金制度申告申請を初めて担当される方向けの内容になります。
- 納付金制度のあらまし、常用雇用労働者の把握、雇用障害者のカウント方法、申告申請書の作成方法など詳しく説明いたします。

★報奨金及び特例給付金の説明内容

- 報奨金及び特例給付金申請対象となる常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者数が一定数を超えている事業主向けの内容になります。

参加希望 の方へ

- ◆駐車場は、駐車料金が有料となる場合、台数に限りがある場合があります。
- ◆諸事情により、開催中止もしくは延期になる可能性がありますので、ホームページにてご確認をお願いします。
- ◆マスク着用、出入口での手指消毒、受付での検温等の新型コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いします。
- ◆会場では換気を行うため、体温調整が行える服装をご準備ください。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部高齢・障害者業務課
〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 TEL 099-813-0132

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/kagoshima/>

